新居浜市債権管理計画

(令和4年度~令和6年度)

令和4年9月

新居浜市

債権管理基本方針

財源確保で行政サービスを拡充!!

公平・公正を目指すまち 『にいはま』

1 目 的

財政の健全化及び市民の信頼に応える公平・公正な行財政運営のために、全 庁を挙げて債権管理の適正化を図ることを目的とする。

2 対象

対象となる債権は、市が保有する全ての債権とする。

3 基本方針

- (1)債権管理に関する事務は、法令、条例等又は契約に基づいて適正に処理する。
- (2) 債権管理に関する事務は、大多数の納期内納付者と一部の滞納者との公 平性に留意して、財政上最も市の利益に適合するように処理する。
- (3) 債権管理に関する事務は、数値目標や執行状況等を明確にし、効果効率的な事務手続を行う。
- (4) 債権管理に関する事務は、庁内で危機意識を共有し、管理監督者による 徹底した進行管理を行い、問題を先送りしない。
- (5) 債権管理に関する市の情報は、広く市民に公開する。

目 次

1	策定の趣旨	1
2	計画の期間	1
3	計画の目標	1
4	基本的な考え方	1
5	対象となる債権	
	.) 対象債権	
(2	2)債権の性質・種類	3
6	各債権共通の適正管理と取組	6
_	- 行債権共通の過止自住と収組 -)納付環境の整備・充実	
	:) 台帳の整備と初期対応の徹底	
	3) 公平性の確保と延滞金等	
	,) ムーはの確保と延伸並守 !) 納付の指導・交渉	
	i)がIIIの1日等・文砂 5)分割納付の管理	
	,, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
-	7) 徴収緩和制度の運用と債権の整理	
) 法的措置等の実施と債権回収	
))人材の育成	
(0		
7	組織的な債権の適正管理と取組	10
(1) 滞納整理における進行管理	10
(2	2) 目標数値の設定による収入率等の向上	10
(3	3)債権回収状況の公表	11
(4	1) 個人情報の保護及び滞納者情報の共有	11
(5	5)体制の整備	12
(6	6) 債権管理委員会	12
8	債権管理の取組と課題	19
	· 負権官连の取組と課題	
\ L	. / 〜 A U み 〜 V Z H X NL	14

(2) 取組の	の成果と現状(令和3年度の状況)	13
(3) 課題 -		13
9 今後の債	賃権管理の取組と体制整備	14
10 資料編		
表1	債権名及び賦課等の根拠・時効年数等	15
表 2	主要滞納債権の収入状況(令和3年度)	18
表 3-1	強制徴収公債権の収入率の目標値及び実績値	22
表 3 - 2	重点滞納債権の収入率の目標値及び実績値	23
債権管理第	『施計画書	24
参考法令等	÷	52

1 策定の趣旨

本計画は、新居浜市が保有する債権(金銭の給付を目的とする本市の権利。 以下同じ。)について、各債権に適用される法令若しくは条例又は契約等の規 定に基づき、債権の発生から消滅までの各段階に応じた適正な管理と効果・ 効率的な回収に向けた取組の基本的な考え方を示すもので、更なる収入率の 向上と収入未済額の縮減を図り、市民負担の公平性と財政の健全性を確保す るため、新居浜市債権管理条例(平成27年条例第34号)第7条第1項の 規定に基づき、計画期間を定めて策定するものである。

2 計画の期間

令和4年度から令和6年度まで(3か年計画)

3 計画の目標

(1)全体目標

- ・課内の債権管理事務執行体制の整備
- ・現年度の収入未済額の縮減

(2) 債権所管課ごとの目標

- ・現年度分の早期着手
- ・口座振替の推進 など

※詳しくは、「債権管理実施計画書 (24ページ~51ページ)」に記載 のとおり

4 基本的な考え方

(1)債権の発生から消滅までの一連の債権の適正管理と効果・効率的な回収 業務は、原則債権所管課の通常業務として、主体的に責任をもって対応し ます。また、自律的かつ持続的な債権管理を実施し、検証し、改善するこ とで、収入未済額(未収債権)の縮減を図ります。

債権管理担当課は、債権所管課と定期的にヒアリングを実施し、債権管理・回収業務の取組に対して、必要かつ適切な助言や支援、全体的な進行管理・調整等の措置を講じます。

- (2)債権は、公法上の原因(賦課、行政処分等)に基づいて発生する「公債権」と、私法上の原因(契約等の当事者間の合意)に基づいて発生する「私債権」に大別します。公債権については、滞納が発生した場合に、地方税の滞納処分の例により強制徴収できる「強制徴収公債権」と、滞納処分することができず裁判所を通じた司法手続により徴収することとなる「非強制徴収公債権」に分類します。
- (3) 新規滞納(債務不履行)が発生したときは、新居浜市債権管理条例第6 条及び同条例施行規則(平成28年規則第21号)第3条の規定による債 権管理台帳を整備し、債権担当者の異動や長期不在に際しても円滑に一貫 した対応ができるよう継続して実施します。
- (4) 新規滞納(債務不履行)が発生したときは、債権の種類に応じた初期対応(督促・催告、納付交渉・納付相談、納付意思確認など)を迅速かつ徹底して行うとともに、法令若しくは条例又は契約等の規定に基づき、債権の各段階に応じた適正な管理と必要な措置を講じます。
- (5) 滞納者の資産状況、生活状況等に注意を払い、個々の債権の状況を正確 に把握し、必要に応じて速やかに債権の保全・回収のための的確な措置を 講じます。

また、納付資力があるにもかかわらず納付に応じない悪質滞納者に対しては、差押え等の滞納処分や訴訟の提起手続による支払督促、強制執行等の法的措置を厳格に実施します。

(6) 回収可能性と回収コスト等を考慮した債権回収と債権整理の仕分けを行い、滞納者の状況により法令等の規定に基づいた債権整理の手続を進めます。なお、法令上又は事実上において、徴収不能又は徴収困難であることが明らかな債権を長期に管理せざるを得ない場合は、これらの状況を回避するため、執行停止又は徴収停止、履行期限の延長、債務の免除等の徴収緩和の措置を講じます。

5 対象となる債権

(1)対象債権

本計画の対象となる債権は、新居浜市が保有する全ての債権とし、その

主なものは、表1 $(15\sim17$ ページ) に記載のとおりである。

(2)債権の性質・種類

ア性質

- (ア) 普通地方公共団体の財産(=公有財産・物品・債権・基金)である。 地方自治法(昭和22年法律第67号)第237条の規定により 「普通地方公共団体の財産」の一つとして管理される。
- (イ) 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利である。 地方自治法第240条第1項の規定による。

イ 種 類 (公債権と私債権)

債権は、公債権(公法上の債権)と私債権(私法上の債権)に大別される。

- ・公法 … 行政(国・普通地方公共団体) と私人との法律関係 を規律する法
- ・私法 … 私人と私人との法律関係を規律する法

① 公債権

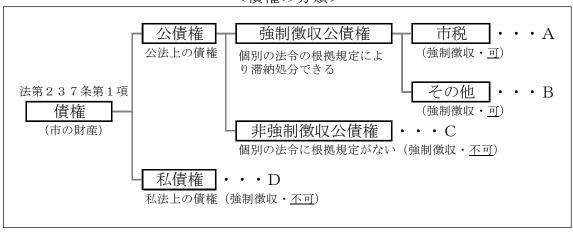
地方自治法第231条の3第1項に規定されている公法上の原因 (行政処分)により発生する債権で、債務者はこの処分に対して不服 申立てができる。

公債権は、原則5年の時効期間の経過により消滅する。

② 私債権

私法上の原因(契約等の当事者間の合意)により発生する債権で、 民事手続において行われる。

<債権の分類>



注 債権の種類(公法上・私法上の判別)は、一定程度の考え方はあるものの、国等から示された明確な基準等はない。各々の地方公共団体が、債権の発生段階において関係法令や契約書の規定、当事者間の法律関係等から、個別具体的に法的解釈をして決定していく必要がある。

水道料金や公立病院の診療費のように、行政解釈上、公債権とされてきたが、最 高裁において「私債権」であるとの判決が示され、従来の行政解釈・見解を変更す る事案も生じている。

債権の区分・種類が確定するのは、個別具体的に法令に規定されているもののほかは、個々の実態を考慮し、判例等を踏まえながら判断していく必要がある(債権の区分・種類が確定するには、裁判所の判決が今後集積されていくほかないのが実情である。)。

A: 強制徴収公債権(市税)

地方税法の規定に基づき、滞納債権について給与、預貯金、不動産 の差押え等の滞納処分により徴収を行うことができる債権

(本市自ら強制徴収できる自力執行権を有する債権)

徴収に当たっては、原則として他の債権に優先して充当される(租 税優先の原則)。

市税には、次の種類のものがある。なお、本計画では、これらの市税 の合計額を市税の額とする。

市税の種類 … ①個人市民税 ②法人市民税 ③固定資産税

④軽自動車税 ⑤市たばこ税 ⑥特別土地保有税

⑦入湯税 ⑧都市計画税

B : 強制徴収公債権 (その他 ※市税以外)

個別の法令の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分(強制徴収)することができる債権

(本市自ら強制徴収できる自力執行権を有する債権)

地方自治法第231条の3第3項において、次の債権が規定されている。

①分担金 ②加入金 ③過料 ④法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入(=地方自治法附則第6条各号に掲げるもの、及び個別の法令の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することができる債権)

債務者はこの処分に対して不服申立てが可能で、当該公債権は2年 又は5年の時効期間の経過により消滅する。

<強制徴収公債権(その他)の例>

	債権名	徴収の根拠法令
1	保育所保育料	児童福祉法第 56 条第7項
2	国民健康保険料	国民健康保険法第 79 条の 2
3	下水道使用料	地方自治法附則第6条第3号
4	生活保護費返還金 · 徴収金	生活保護法

C : 非強制徴収公債権

個別の法令に、地方税の滞納処分の例により処分することができる旨 の規定がないため、強制徴収できない債権(強制徴収公債権に該当しな い債権)

(本市自ら強制徴収できない自力執行権を有しない債権)

調査権限がないことから、納付折衝時に財産状況、給与額、勤務先等を聴き取り、滞納者の生活と財産の状況把握に努めることが肝要である。

<非強制徴収公債権の例>

	債権名	徴収の根拠法令
1	生活保護費返還金 · 徴収金	生活保護法
2	児童扶養手当返還金	児童扶養手当法
3	し尿処理手数料	新居浜市し尿処理施設設置及び管理 条例第6条

D : 私債権

契約(当事者間の合意)、不法行為、事務管理、不当利得等の私法上の原因により発生する債権で、公債権とは異なり、債務者は不服申立てができない。また、民法又は商法の規定により原則5年の時効期間の経過と債務者による時効の援用によって消滅する。

<私債権の例>

	債権名	徴収の根拠法令				
1	土地建物貸付料	新居浜市公有財産規則				
2	市営住宅家賃・共益費	新居浜市市営住宅条例				
3	水道料金	新居浜市水道事業給水条例				

6 各債権共通の適正管理と取組

(1)納付環境の整備・充実

納付義務者にとって最も利便性が高い口座振替による納付を勧奨するとともに、コンビニエンスストアでの納付やスマートフォンアプリでの決済による納付について、市HP、広報紙等で広く周知し、納期内納付率の向上に努める。今後においても、納付しやすい環境づくりに努め、費用対効果の観点も踏まえながら、時代に即応した納付環境の整備・充実について検討する。

(2) 台帳の整備と初期対応の徹底

ア 債権管理台帳

新規滞納(債務不履行)が発生したときは、新居浜市債権管理条例第6条及び同条例施行規則第3条の規定による債権管理台帳を整備し、債権の名称、債務者の氏名、債権金額等の基本的事項をはじめ、納付状況等の債権管理に必要な事項を記載し、最新の内容が確認できるようその管理を的確に行う。

イ 督促状・催告等

初期対応を迅速かつ的確に実施することが早期の債権回収と収入未済額の縮減に繋がることから、納期限(履行期限)経過後、法令等の規定に基づき期限を指定して「督促状」を発付する。

また、督促状を発付してもなお納付(履行)されないときは、催告(書面、電話、訪問等)を速やかに実施し、直接、滞納者と接触・交渉を行い早期の納付を求める。また、滞納者の納付が見込めない場合で、保証人を付しているときは、当該保証人に対しても催告を実施する。

特に、非強制徴収債権が過年度滞納となった場合、収入率が極端に低下することや、債権回収を進める中で訴訟の提起等により債務名義を取得する必要があることから、多大な労力と時間、費用を費やすこととなる。

※督保の根拠

- ・公債権 地方自治法第231条の3 行政処分であり、行政不服審 査法の対象となる。市自ら滞納処分できる債権においては、 滞納処分の前提となる。
- ・私債権 地方自治法施行令第171条 行政処分でない。

(3) 公平性の確保と延滞金等

納期限経過後の納付者に対しては、納期内納付者との公平性を保ち、納期内納付を促進するため、例えば公債権にあっては地方税法、新居浜市債権管理条例等の規定に基づき督促手数料、延滞金等を徴収する。これらの延滞金等を減免する場合は、その基準や手続を明確に定め、債権担当者の独自判断によることがないように適切に対応する。

(4)納付の指導・交渉

電話催告や訪問催告を粘り強く実施し、滞納者との接触を行い、滞納原因や生活実態、所得や財産、納付資力等の状況を的確に把握し、その状況に応じた納付指導を行う。

また、納付交渉は、滞納者の納付(履行)の意思を確認し、滞納処分や 強制執行等の段階へ移行するか、徴収の猶予や停止、債務の免除などを行 うか判断するためにも、重要な手段となる。

(5) 分割納付の管理

納付交渉において、一括納付や月々の返済額の納付が困難(災害、病気、 生活困窮等)であるとの申出がある滞納者に対しては、納付指導において把握した個々人の状況を参酌し、納付の実効性向上の観点から、やむを得ない と認められる場合には、納付計画を立てさせた上で分割納付を適用し、その 納付(履行)管理を徹底する。納付計画等に不履行があった場合は、早期対応を徹底して行う。

なお、法令等の規定に基づき徴収猶予や履行延期の特約等(納付期限の延長)の申請又は減免の申請があった場合は、法令等の規定に基づき適正に 運用する。

(6) 時効の管理

債権の性質に応じて当該債権の時効を厳格に管理し、漫然と時効を迎えることがないようにする。

公債権については、消滅時効期間(原則5年)が経過したときは、滞納者が時効の援用を行わない場合でも消滅し、私債権については、消滅時効期間経過と滞納者の時効の援用により消滅する。

また、滞納者の状況等を判断しながら、債務承認、滞納処分(強制徴収債権)及び強制執行(非強制徴収債権)の法的措置等による時効の更新措置を

講じる。

改正民法の施行(令和2年4月1日)後に生じた債権の時効期間は、原則5年となるが、根拠法令の規定や債権が生じた日に応じて期間が異なる場合がある。債権の種類や性質を把握した上で、時効管理を行わなければならない。

主な債権の消滅時効の年数及び根拠法令等は、表1 ($15\sim17$ ページ) に記載のとおりである。

※消滅時効の年数

- ・公債権 地方自治法第236条第1項 原則5年(他の法律に特別の定めがあるものを除く。)
- ・私債権 民法その他の法律で時効の年数が定められている。 原則5年

(7) 徴収緩和制度の運用と債権の整理

市民負担の公平性の観点から、債権の回収強化の取組を原則とするが、 個々の状況によっては、滞納者の資産、徴収や訴訟手続に係る費用等を慎 重に考慮し、債権の整理手続を検討する。

納入義務者や滞納者について、本人に係る調査や折衝等を通じて、生活 困窮、無資力、居所不明等の理由により未収金の回収が困難であると判断 された事案については、長期間放置せず法令等の規定に基づき、次に掲げ る措置を行う。

- ・強制徴収公債権 → 徴収猶予制度・滞納処分の執行停止
- ・非強制徴収公債権 → 徴収停止・履行延期の処分・債権の放棄
- 私債権 → 徴収停止・履行延期の特約・債権の放棄

なお、債権の放棄を行う場合には、債権所管課(部)で十分に協議し、 新居浜市債権管理委員会の審議を経た上で議会に報告することとなる。

(8) 法的措置等の実施と債権回収

納付に応じない滞納者に対しては、原則として滞納処分による差押えや 裁判所を通じた司法手続による支払督促・強制執行等の法的措置を実施し、 債権回収に努める。

ア 強制徴収手続

強制徴収公債権(自力執行権を有する債権)において、地方税法等の定める要件に該当する場合は、滞納者の財産を差し押さえなければなら

ない。

債権管理担当課は、債権所管課における滞納処分による差押えがスムーズに実施できるよう財産調査・差押えに係る事務処理について積極的に支援を行う。

イ 強制執行手続

非強制徴収公債権及び私債権(自力執行権を有しない債権)において、催告をした後、相当の期間を経過してもなお納付(履行)されないときは、担保権の実行、訴訟手続による履行の請求及び強制執行の措置をとらなければならない。

債権管理担当課は債権所管課におけるこれらの措置に係る事務処理について積極的に支援を行う。

※地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法第240条、同法施行令第171条から第171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除することは許されず、原則として地方公共団体の長に、その行使又は不行使についての裁量はない。 (最高裁判例平成16年4月23日)

(9) 人材の育成

ア 研修の充実

債権管理・回収には、一定の法務の知識や滞納者との対人折衝技術の習得が求められ、これらを継続・蓄積し、継承していく必要がある。

従来から実施している職場研修や研修機関実施の専門的研修への参加などにより債権担当者のスキルアップに努める。

また、「滞納整理業務マニュアル」、「保証人対応マニュアル」その他のマニュアルを活用し、適正な債権管理と効果・効率的な債権回収を行うことができる人材の育成と、債権所管課の一層の体制整備を図る。

イ 愛媛地方税滞納整理機構への職員派遣

愛媛地方税滞納整理機構は、県内各市町から移管された税の徴収困難 事案の滞納処分を専門的に実施する機関で、各市町から職員を受け入れ、 当該職員の滞納処分に係る知識・技能の習得に取り組んでいる。

本市からも定期的に職員を派遣している。

7 組織的な債権の適正管理と取組

(1) 滞納整理における進行管理

滞納整理における進行管理とは、全体の現状分析から全体計画の目標値を設定し、その目標値達成に向けて一つ一つの事案をいかに効率的に完結に導いていくか、その判断と行動を繰り返していく一連の事務の流れである。

ア 強制徴収債権の進行管理

統括責任者(課長)は目標数値計画・事務運営計画を策定し、管理監督者(副課長・係長)はこの目標数値達成に向けた年間計画・月間計画等を策定する。

これらの内容を債権担当者(係員)に伝え、債権担当者は目標数値達成に向けて個々の事案を処理する。その結果を毎月の進行管理会議や係会で意識統一・情報共有し、更に各々の事案の目標数値・計画の見直しに活用する。

徴収困難や重要な事案については、管理職ヒアリングを行い、組織的 に対応する。

このように、統括責任者、管理監督者及び債権担当者は、それぞれの 立場に応じて進行管理を行うことにより、債権所管課(部)の責任にお いて滞納整理を進める。

イ 非強制徴収債権の進行管理

滞納額、連帯保証人の有無、経済的状況、資産保有の状況、滞納理由 及び納付意思等を勘案し、効果・効率的な債権回収方法を選択する。

なお、責任の所在を明確にするため担当者制を原則とするほか、所管 債権の状況に応じ、回収業務は債権所管課全体の業務として定期的に課 内会や係会等を実施し、前年同期の収入率との比較により、滞納整理事 務の迅速な軌道修正を行う。

また、債権ごとに異なる消滅時効期間も勘案の上、重点滞納事案については、管理職ヒアリングを実施するなど滞納整理の年間スケジュール等を策定し、適正な進行管理を実施する。

(2) 目標数値の設定による収入率等の向上

収納実績を向上させるために収入率等の目標数値を具体的に設定し、債権所管課において、毎年度の目標数値の達成に努める。

目標数値に達しなかった場合又は達した場合においても、その内容を比較精査し、その要因を探求することにより、次期以降の目標数値設定に活用する。

(3) 債権回収状況の公表

市の財政の健全化に向けた取組について、市民への説明責任と理解を得るため、債権管理の状況、未収債権の回収計画・回収状況(差押えや訴訟の件数・収入率等の目標数値や実績)等を積極的に公表する(表3-1、-2、債権管理実施計画書(22ページ~51ページ)に記載のとおり。)。

(4) 個人情報の保護及び滯納者情報の共有

ア 個人情報の保護

債権管理業務は、秘密性の高い市民の個人情報を取り扱う業務であり、 地方公務員法や地方税法等には情報漏えい、窃用に対する罰則規定があ る。このことから、滞納者の資産状況等の把握や債権所管課間の連携な ど債権回収の促進に当たっては、個人情報の保護、守秘義務等に十分に 留意する。

イ 強制徴収債権滞納者の情報共有

強制徴収債権の滞納者の情報については、各債権の徴収事務において 調査権限が与えられていることから、情報の収集・共有について法的問題は生じない。よって情報交換会の開催や直接の聞取り等により、庁内 での積極的な情報の共有を図る(平成19年3月総務省通知参照)。

ウ 非強制徴収債権滞納者の情報収集

非強制徴収債権の滞納者の情報については、根拠法令に調査権限の規定がないことから、安易に情報の収集・共有することはできないため、契約の締結時や分割納付誓約時に本人の同意書を徴取し、債務不履行があった場合に速やかに情報収集ができる準備を行う。

情報を保有する課は、同意書を根拠に債権所管課から情報提供の依頼 があった場合には、関係法令や条例の規定に抵触しない範囲において、 債権回収業務に協力する。

(5) 体制の整備

債権管理・回収業務の全庁的な進行管理、助言や支援、研修等の業務は、債権管理担当課が行っていく。

また、滞納債権の発生から消滅までの一連の債権の適正な管理及び効果・ 効率的な回収業務は、債権所管課の通常業務として、主体的に責任を持って 対応していく。

債権所管課における担当職員は、人事異動等により交代することから、各種マニュアル等を作成し、個々人のスキルアップとその継承に努めているが、各債権所管課における債権の内容や状況には大きな隔たりがあり、特に新任担当者が早期に対応することは難しい。

このことから、全庁的な債権管理・回収業務について助言や支援を債権管理担当課が行っているが、一連の債権管理・回収業務は債権所管課の日常業務であり、債権所管課においては、担当者任せにすることなく、当該所管課の問題として、体制整備の確立と情報の共有化を図る必要がある。

(6) 債権管理委員会

債権管理に関する事務の一層の適正化を図り、市民の公平な負担による 収入確保の徹底を図るため、副市長を委員長とする新居浜市債権管理委員 会を設置し、債権管理の総括、組織及び体制の整備、重要事項の方針決定、 債権の放棄に関すること等について審議を行っている。

8 債権管理の取組と課題

(1) これまでの取組

市税をはじめ債権の収入未済額は、年々減少傾向にあり、令和3年度決算においては、平成22年度決算(債権管理課の前身となる「債権管理対策室」が設置された年度の決算)と比較して、金額で約14.05億円、率で約72.19%減少している。

市税の収入未済額が減少したことが主な要因と言えるが、強制徴収公債権を中心にほとんどの債権において、収入未済額の減少傾向が見られる。 債権所管課においては、債権管理担当課と定期的にヒアリングを行い、情報の共有化を図り、助言、支援等を受け、毎年度、収入率の目標数値を掲げ、年度末の実績と比較精査し、新たな措置を講じるなど適正な債権管理及び効果・効率的な債権回収に向けて取り組んでいる。

(2) 取組の成果と現状(令和3年度の状況)

令和3年度の滞納債権の収入状況並びに収入未済額の合計は、表2(18~21ページ)に記載のとおりであり、収入未済額の合計は約5.41億円である。これは、令和4年度の各種会計の当初予算総額の合計金額、約915億円の約0.59%に相当する額である。

同表において、収入未済額が5千万円(令和3年度末現在)を超える債権は、次の4債権(全体の約86.1%を占める。)である。

- ア市税
- イ 国民健康保険料
- ウ 住宅新築資金等貸付金
- 工 生活保護費返還金・徴収金

特に、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大により、本市においても市民生活や経済活動をはじめ様々な場面で影響を受けている。

(3)課題

債権管理担当課においては、各種マニュアルの作成、債権担当者ワーキングチーム(WT)による研修会や新任担当者研修会の開催、債権所管課との定期的なヒアリングによる債権の進行管理・総合調整、各段階に応じた債権管理の支援等に取り組み、債権所管課においては、債権の発生から消滅までの一連の債権管理業務について、基本的な執行体制の整備が進み、おおむね定着しつつある。

しかしながら、一部の債権所管課においては、①福祉業務や窓口対応が優先的になり、債権の管理・回収業務が十分に行われていない(当該業務に時間が取れない。)こと、②回収を進めるためのノウハウが継承されず、その蓄積がないこと、③債権発生時における初期対応が不十分であること、④債権の法的整理がなされないまま長期間経過しているものがあること、⑤債権担当者任せで組織としてのサポートや管理監督者による進行管理ができていないこと等の点において、債権所管課間で債権の管理・回収の体制整備や取組に差異が生じている。

今後は、債権所管課、特に取組に遅れがある債権所管課にあっては、情報の共有化と債権管理・回収業務の体制整備を図り、組織として対応していく必要がある。

9 今後の債権管理の取組と体制整備

市民負担の公平性と健全財政を維持していくためには、自主財源を確保しそれを充実していくことは、地方公共団体において必要不可欠な取組であり、地方分権の推進を図る重要な要素である。

債権を適正に管理し、効果・効率的に回収することは、公金の収納額及 び収入率を向上させ、公平性及び財源の確保に繋がるものと考えられる。

回収努力を怠り、不当に不納欠損したり、厳格な管理を怠り安易に時効により消滅させることがないように債権所管課全体の課題として常に的確に取り組む必要がある。

平成28年4月に債権管理条例が施行され、債権所管課における債権の管理・回収業務も基本的な事項については一定の水準に達している状況から、債権管理担当課の所掌事務は縮小しつつある。このような状況を踏まえ、令和4年4月から収税課に債権管理課を統合した。

今後においては、債権所管課における自律的かつ持続的な債権管理を推進 するとともに、収入未済額(未収債権)の縮減に努めることとする。

債権の適正な管理及び効果・効率的な回収は、原則、組織の課題である と認識し、債権所管課が自主的に取り組んでいくものとする。

表1 債権名及び賦課等の根拠・時効年数等

種別	債権名	賦課根拠法令	強制徵収根拠法令	時効 年数	時効根拠法令	時効 援用
А	市税	地方税法第2条ほか 新居浜市税賦課徴収条例	地方税法第 329 条ほか	5年	地方税法第 18 条	不要

種別	債権名	賦課根拠法令	強制徴収根拠法令	時効 年数	時効根拠法令	時効 援用
В	保育所保育料	(公立)子ども子育て支援法第27条第1~8項 (私立)子ども・子育て支援法附則第6条第4項 新居浜市特定教育・保育施設及び 特定地域型保育事業の保育料等に関する条例	(公立)児童福祉法第56条第7項 (私立)子ども・子育て支援法附則第6条第7項	5年	地方自治法第 236 条第 1 項	不要
В	児童扶養手当返還金 (不正請求分)	児童扶養手当法第23条	児童扶養手当法第23条	5年	地方自治法第 236 条第 1 項	不要
В	介護保険料	介護保険法第 129 条 新居浜市介護保険条例	介護保険法第 144 条	2年	介護保険法第 200 条第 1 項	不要
В	国民健康保険料	国民健康保険法第 76 条 新居浜市国民健康保険条例	国民健康保険法第 79 条の 2	2年	国民健康保険法第110条第1項	不要
В	後期高齢者医療保険料	高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条 新居浜市後期高齢者医療に関する条例	高齢者の医療の確保に関する法律第 113 条	2年	高齢者の医療の確保に関する 法律第160条第1項	不要
В	診療報酬返還金(一般·退職) (不正請求分)	国民健康保険法第 65 条	国民健康保険法第79条の2	2年	国民健康保険法第110条第1項	不要
В	生活保護費返還金・徴収金	生活保護法第63条生活保護法第77条の2第1 項、第78条第1項	生活保護法第77条の2第2項、第78条第4項	5年	地方自治法第 236 条第 1 項	不要
В	下水道事業受益者負担金等	(負担金)都市計画法第75条第1項 (分担金)地方自治法第224条 新居浜市下水道事業に係る受益者負担金等に 関する条例	(負担金)都市計画法第75条第5項 (分担金)地方自治法第231条の3第3項	5年	地方自治法第 236 条第 1 項	不要
В	下水道使用料	下水道法第 20 条 新居浜市下水道条例	地方自治法第 231 条の 3 第 3 項 (附則第 6 条第 3 号)	5年	地方自治法第 236 条第 1 項	不要
В	土地区画整理事業清算金	土地区画整理法第110条第1項 新居浜都市計画事業新居浜駅前土地区画整理 事業施行規程に関する条例	土地区画整理法第 110 条第 5 項	5年	土地区画整理法第 42 条第 1 項	不要
В	道路占用料	道路法第 39 条 新居浜市道路占用料条例	道路法第73条第3項	5年	道路法第73条第5項	不要

種別	債権名	賦課根拠法令	強制執行根拠法令	時効 年数	時効根拠法令	時効 援用
С	行政財産使用料	地方自治法第 238 条の 4 第 7 項 新居浜市行政財産使用料条例	地方自治法第 240 条第 2 項	5年	地方自治法第 236 条第 1 項	不要
С	生活保護費返還金、徴収金	生活保護法第 63 条、第 78 条	II.	5年	n,	不要
С	特別障がい者手当過誤支給分	民法第 703 条 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	II.	5年	ıı	不要
С	児童扶養手当返還金	民法第703条 (児童扶養手当法)	II.	5年	"	不要
С	児童手当返還金	民法第 703 条 (児童手当法)	II.	5年	ıı	不要
С	子ども手当返還金	民法第 703 条 (平成 22 年度等における子ども手当の支給に関する法律)	II .	5年	"	不要
С	別子保育園使用料	地方自治法第 225 条 新居浜市立へき地保育所設置及び管理条例	II.	5年	"	不要
С	老人ホーム費負担金	老人福祉法第10条の4第1項、第11条第1項第2号 老人福祉法第28条の規定による費用徴収規則	II .	5年	"	不要
С	し尿処理手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第9条	II .	5年	"	不要
С	平尾墓園管理料	新居浜市墓地条例第 11 条	ıı .	5年	ı,	不要
С	幼稚園保育料	地方自治法第 225 条 新居浜市立幼稚園保育料徵収条例	II .	5年	II.	不要

種別	債権名	賦課根拠法令	強制執行根拠法令	時効 年数	時効根拠法令	時効 援用
D	土地建物貸付料	地方自治法第 238 条の 5 第 1 項 新居浜市公有財産規則第 19 条	地方自治法第240条第2項	5年	民法第 166 条第 1 項	要
D	災害援護資金貸付金	災害弔慰金の支給等に関する法律第10条 新居浜市災害弔慰金の支給等に関する条例第12条	II .	5年	II	要
D	重度心身障害者医療費返還金	民法第 703 条 (新居浜市重度心身障害者医療費助成条例)	II .	5年	II .	要
D	ひとり親家庭医療費返還金	民法第 703 条 (新居浜市ひとり親家庭医療費助成条例)	II.	5年	II .	要
D	子ども医療費返還金	民法第703条 (新居浜市子ども医療費助成条例)	II	5年	II	要
D	母子及び父子家庭 小口資金貸付金	新居浜市母子家庭及び父子家庭小口資金貸付金貸付事業実施要綱 (民法第 587 条)	II.	5年	II	要

種 別	債権名	賦課根拠法令	強制執行根拠法令	時効 年数	時効根拠法令	時効 援用
D	老人短期保護費納付金	新居浜市高齢者ショートステイ事業実施要綱 (老人福祉法)	地方自治法第 240 条第 2 項	5年	民法第 166 条第 1 項	要
D	診療報酬返還金 (一般・退職) (不当利得分)	民法第 703 条 (国民健康保険法)	n,	5年	地方自治法第 236 条第 1 項	要
D	高額療養費返納金(一般・退職) (不当利得分)	民法第 703 条 (国民健康保険法)	ıı	5年	II.	要
D	第三者納付金 (一般・退職)	国民健康保険法第 64 条第 1 項 (民法第 710 条・第 722 条)	n,	5年	民法第 724 条の 2	要
D	旧老人保健事業特別会計 診療報酬返還金(不当利得分)	民法第 703 条 (老人保険法)	n,	5年	民法第 166 条第 1 項	要
D	国保特定健康診査検診料返還金	民法第 703 条 (高齢者の医療の確保に関する法律)	n,	5年	"	要
D	住宅新築資金等貸付金	新居浜市住宅新築資金等貸付条例 (民法第 587 条)	n,	5 年	"	要
D	下水道事業協力金 • 早期利用寄附金	新居浜市公共下水道認可区域外における汚水管布設要綱 (民法 553 条)	"	5年	"	要
D	簡易水道使用料	新居浜市別子山簡易給水施設条例第 19 条 (民法第 555 条)	ıı	5年	"	要
D	市営住宅家賃	公営住宅法 新居浜市市営住宅条例第 22 条	"	5年	"	要
D	市営住宅共益費	公営住宅法 新居浜市市営住宅条例第 27 条	n,	5年	"	要
D	放課後児童クラブ利用料	児童福祉法 新居浜市放課後児童健全育成事業実施要綱	n,	5年	"	要
D	損害賠償金	和解書 (民法第 709 条、第 695 条)	"	5年 (5年)	民法第 166 条第 1 項 (民法第 724 条の 2)	要
D	奨学資金貸付基金貸付金	新居浜市奨学資金貸付基金条例 (民法第 587 条)	"	5年	民法第 166 条第 1 項	要
D	青野記念奨学基金貸付金	新居浜市青野記念奨学基金条例 (民法第 587 条)	"	5年	II.	要
D	特別奨学基金貸付金	新居浜市特別奨学基金条例 (民法第 587 条)	"	5年	II.	要
D	しらうめ入学準備金貸付基金貸付金	新居浜市入学準備金貸付基金条例 (民法第587条)	"	5年	II.	要
D	水道料金	新居浜市水道事業給水条例第 23 条 (民法第 555 条)	"	5年	II.	要

[※] D債権の時効年数は令和2年4月1日の改正民法施行後の年数を記載しているが、それ以前に生じた債権については根拠となる法律により時効年数が異なる。

表 2 主要滞納債権の収入状況(令和3年度)

(単位:千円)

	,								
種別	債権名	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率(%)	前年比(%)	還付未済額
市	(資産税課)	現年度	19, 411, 972	19, 337, 457	5, 042	69, 474	99. 62	0. 53	60
税	(市民税課) (収税課)	滞納繰越	334, 438	166, 319	47, 895	120, 223	49. 73	18.82	0
彻	市税	計	19, 746, 410	19, 503, 776	52, 937	189, 697	98.77	0.82	60
	(子ども保育課)	現年度	236, 449	235, 383	0	1,066	99. 55	0.21	0
	保育所	滞納繰越	4, 867	2, 590	125	2, 152	53. 22	22. 09	0
	保育料	計	241, 316	237, 973	125	3, 218	98.61	1.06	0
	(介護福祉課)	現年度	2, 530, 327	2, 519, 760	0	10, 567	99. 58	0.08	1, 069
	介 護	滞納繰越	26, 021	11, 905	4, 361	9, 755	45. 75	-0. 28	0
	保険料	計	2, 556, 349	2, 531, 665	4, 361	20, 322	99. 03	0. 27	1, 069
	(国保課)	現年度	1, 800, 685	1, 738, 664	7	62, 014	96. 56	0.48	880
	国民健康	滞納繰越	112, 129	57, 090	17, 074	37, 964	50. 91	-2.99	0
	保険料	計	1, 912, 814	1, 795, 755	17, 081	99, 978	93.88	0.74	880
	(国保課) 後期高齢者 医療保険料	現年度	1, 293, 178	1, 291, 529	0	1, 649	99.87	0.04	752
強		滞納繰越	5, 117	3, 514	548	1, 055	68.68	8. 61	0
制		計	1, 298, 295	1, 295, 044	548	2, 704	99. 75	0.12	752
徴	(生活福祉課) 生活保護費 返 還 金 徴 収 金	現年度	42, 015	25, 507	0	16, 508	60.71	-15. 51	0
収		滞納繰越	8, 500	2, 955	0	5, 545	34. 76	-50. 24	0
公		計	50, 515	28, 462	0	22, 053	56. 34	-20. 53	0
債	(企画経営課)	現年度	32, 143	31, 722	0	421	98. 69	-0.02	0
権	下水道事業	滞納繰越	1, 035	516	29	490	49.82	12.82	0
112	受益者負担金	計	33, 178	32, 238	29	911	97. 17	-0.23	0
	(企画経営課)	現年度	7, 237	7, 170	0	67	99. 08	-0.38	0
	下水道事業	滞納繰越	284	237	0	46	83. 67	83. 67	0
	区域外流入分担金	計	7, 520	7, 407	0	113	98. 50	1.03	0
	(企画経営課)	現年度	1, 433, 323	1, 430, 598	0	2, 724	99.81	-0.02	0
	下 水 道	滞納繰越	8, 808	1, 886	2,084	4, 837	21. 41	0.30	0
	使 用 料	計	1, 442, 130	1, 432, 484	2,084	7, 561	99. 33	0.05	0
	強制徴収	現年度	7, 375, 356	7, 280, 334	7	95, 016	98. 71	0.05	2, 702
	公債権	滞納繰越	166, 761	80, 694	24, 222	61, 845	48. 39	-2. 21	0
	小 計	計	7, 542, 117	7, 361, 027	24, 229	156, 860	97.60	0. 19	2, 702

種別	債権名	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率(%)	前年比(%)	還付未済額
	(生活福祉課) 生活保護費 返 還 金 徴 収 金	現年度	6, 040	1, 330	0	4, 711	22.01	-10.63	0
		滞納繰越	44, 528	336	17, 568	26, 624	0.76	-1. 47	0
		計	50, 569	1,666	17, 568	31, 335	3. 29	-2.84	0
	(子育て支援課)	現年度	86	0	0	86	0.00	-87. 48	0
	児童扶養	滞納繰越	2, 121	623	0	1, 498	29. 36	1. 39	0
	手当返還金	計	2, 207	623	0	1, 584	28. 22	-23. 14	0
	(介護福祉課)	現年度	25, 749	25, 664	0	85	99.67	-	0
	老人ホーム	滞納繰越	0	0	0	0	_	_	0
	費負担金	計	25, 749	25, 664	0	85	99.67	-	0
非	(廃棄物対策課)	現年度	4, 053	4, 016	0	36	99. 10	0. 20	0
強	し尿処理	滞納繰越	47	30	0	17	63. 34	-30. 25	0
制制	手 数 料	計	4, 100	4, 046	0	54	98. 69	-0. 17	0
徴	(環境衛生課) 平尾墓園 管理料	現年度	7, 238	7, 123	0	115	98. 41	-0.06	0
		滞納繰越	125	92	0	32	74. 05	-11.95	0
収		計	7, 363	7, 216	0	147	98.00	-0.26	0
公庫	(建築住宅課)	現年度	0	0	0	0	_	_	0
債	市営住宅	滞納繰越	2, 223	452	16	1, 756	20. 32	-7.85	0
権	(~H26 年度分)	計	2, 223	452	16	1, 756	20. 32	-7.85	0
	(建築住宅課)	現年度	0	0	0	0	_	_	0
	市営住宅	滞納繰越	1, 937	341	2	1, 594	17. 60	-14. 14	0
	(~H26 年度分)	計	1, 937	341	2	1, 594	17. 60	-14. 14	0
	(子ども保育課)	現年度	19, 591	19, 533	0	58	99. 71	_	0
	公立保育園	滞納繰越	0	0	0	0	_	-	0
	副食費	計	19, 591	19, 533	0	58	99. 71	-	0
	非強制徴収	現年度	62, 757	57, 666	0	5, 090	91.89	16. 37	0
	公 債 権	滞納繰越	50, 982	1,874	17, 586	31, 522	3. 68	-4. 18	0
	小 計	計	113, 738	59, 540	17, 586	36, 613	52. 35	26. 93	0

種別	債権名	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率(%)	前年比(%)	還付未済額
	(管財課)	現年度	15, 837	15, 531	0	306	98. 07	0.87	0
	土地建物	滞納繰越	2, 165	504	0	1,662	23. 27	-13.65	0
	貸付料	計	18, 003	16, 035	0	1, 968	89. 07	0. 19	0
	(地域福祉課)	現年度	0	0	0	0	-	-	0
	災害援護資金	滞納繰越	12, 947	1, 459	0	11, 488	11. 27	1.64	0
	貸付金	計	12, 947	1, 459	0	11, 488	11. 27	1.64	0
	(子育て支援課)	現年度	0	0	0	0	-	-	0
	ひとり親 家 庭	滞納繰越	459	4	0	455	0.77	-43.60	0
私	医療費返還金	計	459	4	0	455	0.77	-48.03	0
	(国保課)	現年度	1, 783	1, 767	0	17	99. 07	71.60	0
債	診療報酬 返還金	滞納繰越	2, 259	1, 463	0	796	64.77	21. 37	0
	(一般・不当)	計	4, 042	3, 230	0	813	79. 90	45. 14	0
権	(国保課)	現年度	891	843	0	48	94.64	10.61	0
	高額療養費 返 納 金	滞納繰越	728	441	0	287	60.61	40. 38	0
	(一般・不当)	計	1,619	1, 285	0	335	79. 34	3. 30	0
	(人権擁護課)	現年度	0	0	0	0	_	_	0
	住宅新築資金等	滞納繰越	128, 778	5, 892	0	122, 886	4. 58	-0.82	0
	貸付金	計	128, 778	5, 892	0	122, 886	4. 58	-0.82	0
	(建築住宅課)	現年度	263, 779	263, 383	0	396	99.85	0.30	0
	市営住宅家賃	滞納繰越	9, 075	2, 376	548	6, 152	26. 18	-16. 97	0
	豕 頁 (H27年度分~)	計	272, 854	265, 759	548	6, 548	97.40	0.54	0

種別	債権名	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率(%)	前年比(%)	還付未済額
	(建築住宅課)	現年度	29, 716	29, 162	0	554	98. 14	-0.11	0
	市営住宅	滞納繰越	2, 647	423	23	2, 200	15. 99	-32. 72	0
	(H27 年度分~)	計	32, 363	29, 586	23	2, 754	91.42	-1.10	0
	(建築住宅課)	現年度	1, 709	1, 705	0	4	99. 74	0.24	0
	市営住宅	滞納繰越	9	9	0	0	100	0	0
	駐車場使用料	計	1,718	1,714	0	4	99. 74	0.24	0
	(学校教育課)	現年度	40, 593	40, 593	0	0	100	0	0
	放 課 後 児童クラブ	滞納繰越	68	0	0	68	0	-23. 73	0
	利用料	計	40, 661	40, 593	0	68	99.83	0.01	0
私	(学校教育課)	現年度	3, 720	3, 184	0	536	85. 59	-8. 54	0
144	奨学資金 貸付基金	滞納繰越	1, 584	991	0	593	62. 56	13. 16	0
连	貸付金	計	5, 304	4, 175	0	1, 129	78. 71	-1.48	0
債	(学校教育課)	現年度	509	458	0	51	89. 94	0.07	0
145	青野記念	滞納繰越	102	60	0	42	58.82	4. 67	0
権	貸付金	計	611	518	0	93	84. 74	1. 29	0
	(学校教育課)	現年度	140	120	0	20	85. 71	-14. 29	0
	しらうめ入学準備金 貸付基金	滞納繰越	0	0	0	0	_	_	0
	貸付金	計	140	120	0	20	85. 71	-14. 29	0
	(4	現年度	1, 603, 169	1, 601, 342	0	1,827	99.89	0.01	0
	(企画経営課) 水 道 料 金	滞納繰越	10, 918	1, 998	1, 374	7, 545	18.30	1.00	0
	沙	計	1, 614, 087	1, 603, 340	1, 374	9, 372	99. 33	0.10	0
		現年度	1, 961, 847	1, 958, 088	0	3, 758	99.81	0.14	0
	私 債 権 小 計	滞納繰越	171, 739	15, 620	1, 945	154, 174	9. 10	-2.92	0
	¥ #1	計	2, 133, 585	1, 973, 708	1, 945	157, 932	92. 51	0.45	0
		現年度	28, 811, 932	28, 633, 545	5, 049	173, 338	99. 38	0.38	2, 762
合	計	滞納繰越	723, 919	264, 507	91, 649	367, 764	36. 54	6.87	0
		計	29, 535, 851	28, 898, 051	96, 698	541, 102	97.84	0.65	2, 762

注 記載の数字は、千円単位で記載しており、端数については四捨五入しているため、合計が一致しない部分がある。

表 3-1 強制徴収公債権の収入率の目標値及び実績値 (単位:%)

生长力	1000円	R2 年度	R3 ⁴		R4 年度	R5 年度	R6 年度
債権名	区分	実績	目標	実績	目標	目標	目標
	現年度	99. 09	99. 36	99. 62	99. 64	99. 68	99. 72
市税	滞納繰越	30. 91	51.00	49. 73	29. 50	31.00	32.00
	計	97. 95	98. 53	98. 77	98. 94	99. 08	99. 25
△≒推	現年度	99. 50	99. 55	99. 58	99. 60	99. 60	99. 60
介護	滞納繰越	46. 03	47. 00	45. 75	46.00	46.00	46. 00
保険料	計	98. 76	99. 10	99. 03	99. 22	99. 26	99. 28
/// 本記	現年度	99. 34	99. 40	99. 55	99. 60	99. 60	99. 60
保育所 保育料	滞納繰越	31. 13	40.00	53. 22	45. 00	45. 00	45. 00
休月村	計	97. 55	98. 19	98. 61	98. 81	99. 05	99. 18
	現年度	96. 08	95. 00	96. 56	95. 30	95. 35	95. 40
国民健康 保険料	滞納繰越	53. 90	45. 00	50. 91	47. 00	47. 40	47. 60
体灰竹	計	93. 14	91.87	93. 88	94. 21	94. 43	94. 54
後期高齢者	現年度	99. 83	99. 75	99.87	99.87	99. 87	99.87
医療保険料	滞納繰越	60. 07	60. 10	68. 68	62.00	62.00	62.00
区原体映料	計	99. 63	99. 62	99. 75	99. 79	99. 81	99.81
下水道事業	現年度	98. 71	99. 70	98. 69	99. 60	99. 60	99. 60
受益者	滞納繰越	37. 00	40. 30	49.82	70.00	70.00	70.00
負担金	計	97. 40	98. 40	97. 17	98. 78	99. 23	99. 37
下水道事業	現年度	99. 46	99. 80	99. 08	99. 60	99. 60	99. 60
区域外	滞納繰越	0	48. 03	83. 67	70.00	70.00	70.00
流入分担金	計	97. 47	99. 49	98. 50	99. 19	99. 36	99. 41
下水道	現年度	99. 83	99. 65	99. 81	99. 84	99. 84	99. 84
使用料	滞納繰越	21. 11	23. 00	21. 41	22. 00	22. 00	22. 00
区用行	計	99. 28	99. 19	99. 33	99. 47	99. 52	99. 52

表 3-2 重点滞納債権の収入率の目標値及び実績値 (単位:%)

債権名		R2 年度	R3 年	F 度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
	区分	実績	目標	実績	目標	目標	目標
《《中枢·苯	現年度	_	_	_	_	_	_
災害援護 資金貸付金	滞納繰越	9. 63	10.81	11. 27	12. 19	8. 92	6. 53
貝並貝刊並	計	9. 63	10.81	11. 27	12. 19	8. 92	6. 53
生活保護費	現年度	69. 25	80.00	55. 85	65. 00	70.00	75. 00
返還金	滞納繰越	7. 01	80.00	6. 21	38. 00	41.00	45. 00
徴収金	計	35. 93	93. 28	29.80	52. 07	56. 11	61. 28
児童扶養	現年度	87. 48	88. 00	0.00	50.00	60.00	70.00
手当返還金	滞納繰越	27. 97	28.00	29. 36	29. 40	29. 50	29. 60
于日区逐步	計	51. 36	47. 22	28. 22	37. 37	41. 15	46.60
住宅新築	現年度	0.00	_	_	_	_	_
資金等	滞納繰越	5. 40	3. 39	4. 58	3. 75	3. 81	2. 56
貸付金	計	5. 39	3. 39	4. 58	3. 75	3. 81	2. 56
市営住宅	現年度	99. 55	99. 60	99. 85	99. 86	99. 87	99. 88
家賃	滞納繰越	39. 09	40.00	25. 02	24. 97	25. 04	25. 12
水 貝	計	95. 66	97. 19	96. 78	97. 54	98. 18	98. 68
市営住宅	現年度	98. 25	98. 50	98. 14	98. 50	98. 60	98. 70
共益費	滞納繰越	41. 15	40. 50	16. 67	20.00	21. 00	22. 00
六血貝	計	87. 36	91. 10	87. 25	88. 31	89. 34	90. 37

注 生活保護費返還金・徴収金、市営住宅家賃及び共益費については、2種類の債権種別があるが、上記掲載の目標数値等は、合算したもので算出し、目標設定している。

債権の名称	市税	所 管 課	収税課			
これまでの 取組内容 及び評価	・財産調査、生活・経営状況等の調査を強化し、効率的な差押え等の滞納 処分を実施した。 ・令和3年度は644件の差押を行い、令和3年度は滞納繰越分収入率 49.73%、現年度分収入率 99.62%、合計 98.77%の結果となり、取組内容 が反映される結果となった。					
全体目標	・課内の債権管理事務執行体 ・現年度・滞納繰越の収入未					
年度	取	組計画・降	为 容			
令和4年度	・現年度分については早期着手に取り組み、収入率 99.64%を目標とする。 引き続き財産調査、生活・経営状況等の調査を強化し、効率的な滞納処分 を実施する。 ・滞納繰越分については預金、給与債権等の差押えに重点的に取り組み、 収入率 29.50%を目標とする。 ・年間の差押え件数 6 0 0 件、財産調査件数 4,0 0 0 件を目標とする。					
令和5年度	・現年度分については早期着手に取り組み、収入率 99.68%を目標とする。 引き続き財産調査、生活・経営状況等の調査を強化し、効率的な滞納処分 を実施する。 ・滞納繰越分については収入率 31.00%を目標とする。 ・年間の差押え件数 6 0 0 件、財産調査件数 4,000件を目標とする。					
令和6年度	・現年度分については早期着手に取り組み、収入率 99.72%を目標とする。 引き続き財産調査、生活・経営状況等の調査を強化し、効率的な滞納処分 を実施する。 ・滞納繰越分については収入率 32.00%を目標とする。 ・年間の差押え件数 6 0 0 件、財産調査件数 4,0 0 0 件を目標とする。					

債権の名称	保育所保育料	所 管 課	 こども保育課		
	・滞納者に対する児童手当か				
	・口座振替の推進	りの近当相画	· / 关心		
	園を通じて口座振替の案内を	行った。記入	ミスによって振替ができない		
これまでの	事例が続いていたため、記入	•			
取組内容 及び評価	毎月20日に文書等による				
у о и при	 園から滞納者に支払を促すこ	とで、現年度	分滞納の解消に取り組んだ。		
	現年度分について、令和3年	年度は収入率	99.55%、収入未済額1,06		
	6,180円となっており、目	標を達成する	うことができた。		
△₩□挿	・課内の債権管理事務執行体制	制の整備			
全体目標	・現年度の収入未済額の縮減				
年度	取 組 計 画・内 容				
	口座振替利用者が増えるよう入園時に制度の案内を強化する。				
	(令和4年3月時点:保育料納入対象者738人中口座振替利用者592				
	人)				
令和4年度	現年度滞納者に対してそれぞれの目標を設定する。				
	・分割納付等の納付誓約書受理件数:5件				
	・児童手当に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書受理件数:5件				
	・年間差押え件数:5件、財産調査:10件				
	口座振替利用者が増えるよう	入園時に制度	の案内を強化する。		
	現年度滞納者に対してそれぞれの目標を設定する。				
令和5年度	・分割納付等の納付誓約書受	_,,,,,			
	・児童手当に係る学校給食費		. , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
	・年間差押え件数:5件、財産	産調査:10 [/]	件		
	口座振替利用者が増えるよう	入園時に制度	の案内を強化する。		
	現年度滞納者に対してそれぞ	れの目標を設定	定する。		
令和6年度	・分割納付等の納付誓約書受	理件数:5件			
	・児童手当に係る学校給食費	等の徴収等に	関する申出書受理件数:5件		
	・年間差押え件数:5件、財産	産調査:1 0 [/]	件		

債権の名称	介護保険料	所 管 課	介護福祉課			
これまでの 取組内容 及び評価	・65歳の新規資格取得者を重点的な対象とし、滞納額が高額となる前に早期の訪問、差押え等を行った。 ・新規資格取得予定者に対し口座振替の推進 ・令和3年度収入率は現年分99.58%、滞納繰越分45.75%となり、全体で99.03%となった。現年、全体の収入率は前年より上昇しており、取組内容が結果に現れてきている。					
全体目標	・課内の債権管理事務執行体・現年度の収入未済額の縮減	制の整備				
年度	取 組 計 画・内 容					
令和4年度	・新規資格取得者への早期の訪問、滞納処分を実施し、滞納額が高額になる前に対処することで、現年度の収入未済額の縮減に努める。 ・年間の差押件数70件、財産調査件数400件を目標とする。					
令和5年度	・新規資格取得者への早期の訪問、滞納処分を実施し、滞納額が高額になる前に対処することで、現年度の収入未済額の縮減に努める。 ・年間の差押件数70件、財産調査件数400件を目標とする。					
令和6年度	・徴収困難者に対して訪問や相談をきめ細やかに行い、滞納繰越分の収入未済額の縮減に努める。 ・新規資格取得者への早期の訪問、滞納処分を実施し、滞納額が高額になる前に対処していくことで、現年度の収入未済額の縮減に努める。 ・年間の差押件数65件、財産調査件数420件を目標とする。					

債権の名称	国民健康保険料	所 管 課	国保課			
これまでの 取組内容 及び評価	・年3回の文書催告の継続的な取り組みのほか、相談員から電話・訪問による催告を実施し、現年度分の収入率が大幅に上昇したと評価している。 ・財産調査等を行い、差押可能財産が確認できたものについては、差押えを行うことを前提に取り組み、収入率の向上を図った。 ・令和3年度は収入率93.88%、収入未済額117,059,373円となっており、目標を達成した。					
全体目標	・課内の債権管理事務執行体 ・現年度の収入未済額の縮減	制の整備				
年度	取	組計画•內	7 容			
令和4年度	・滞納額上位200人を選定し、電話、文書による催告、財産調査及び 差押えを行い、滞納繰越分の収入率向上を図る。 ・新規の滞納者に対して、相談員による訪問調査、電話催告、事業所へ の連絡を早期に着手し、現年度の収入未済額の縮減に努める。 ・年間の差押件数100件を目標とする。					
令和5年度	 ・滞納額上位200人を選定し、電話、文書による催告、財産調査及び 差押えを行い、滞納繰越分の収入率向上を図る。 ・新規の滞納者に対して、相談員による訪問調査、電話催告、事業所へ の連絡を早期に着手し、現年度の収入未済額の縮減に努める。 ・年間の差押件数100件を目標とする。 					
令和6年度	・滞納額上位200人を選定し、電話、文書による催告、財産調査及び 差押えを行い、滞納繰越分の収入率向上を図る。 ・新規の滞納者に対して、相談員による訪問調査、電話催告、事業所へ の連絡を早期に着手し、現年度の収入未済額の縮減に努める。 ・年間の差押件数100件を目標とする。					

債権の名称	後期高齢者医療保険料	所 管 課	国保課			
これまでの 取組内容 及び評価	・新規資格取得者に対し口座振替の推進 ・年に2度文書・電話催告を実施 ・保険証更新時に滞納がある方に対して、保険証が発行できないという 警告文書を送付 ・令和3年度収入率は現年分99.87%、滞納繰越分68.68%となり、全体で 99.75%となった。現年、全体の収入率は前年より上昇しており、取組内 容が結果に現れてきている。					
全体目標	・課内の債権管理事務執行体 ・現年度の収入未済額の縮減	制の整備				
年度	取	組計画•卢	习 容			
令和4年度	・長期の滞納に対しては、文書・電話催告のほか訪問催告を実施し、積極的に納付を促す。 ・短期証の発行件数を10件以下に抑える。 ・年間の差押件数3件、財産調査件数15件を目標とする。					
令和5年度	・長期の滞納に対しては、文極的に納付を促す。 ・居所不明者に対する調査を・年間の差押件数3件、財産	早期に行い、				
令和6年度	・長期の滞納に対しては、文書・電話催告のほか訪問催告を実施し、積極的に納付を促す。 ・年間の差押件数3件、財産調査件数15件を目標とする。					

債権の名称	生活保護費返納・返還・徴収金 所 管	京課	生活福祉課			
これまでの 取組内容 及び評価	・保護費からの徴収金相殺を推進し、債権回収に努めた。 ・債務者に対する催告書の発行、通知 ・1件の預貯金差押えを行った。 ・高額債務者上位30名の台帳作成 ・強制徴収公債権について、高額債権の発生により調定額が増額し、収入率は前年度に比べて低下した。しかし、収入額は増加させることができた。これは、事前に発生が把握できている債権を各担当CWが被保護者に適切に説明しており、発生後に速やかに納付させることができた結果だと思われる。 ・債権管理フローチャートを作成し、収入申告の徹底から債権発生後の対応を整理した。					
全体目標	・課内の債権管理事務執行体制の整備・現年度の収入未済額の縮減	・課内の債権管理事務執行体制の整備・現年度の収入未済額の縮減				
年度	取組計	画・内	习 容			
令和4年度	・被保護者に対して生活保護制度のさせ、新規債権の発生防止に努める。 ・定例家庭訪問の際の納付勧告 ・国庫負担金の請求1件を目標とする ・悪質な不正受給に対する刑事告訴		理解を求め、収入申告を徹底			
令和5年度	・被保護者に対して生活保護制度の- させ、新規債権の発生防止に努める。 ・定例家庭訪問の際の納付勧告 ・国庫負担金の請求1件を目標とする ・悪質な不正受給に対する刑事告訴		理解を求め、収入申告を徹底			
令和6年度	・被保護者に対して生活保護制度の- させ、新規債権の発生防止に努める。 ・定例家庭訪問の際の納付勧告 ・国庫負担金の請求1件を目標とする ・悪質な不正受給に対する刑事告訴		理解を求め、収入申告を徹底			

債権の名称	下水道受益者負担金等	所 管 課	企画経営課		
これまでの 取組内容 及び評価	・現年・過年ともに収入未済額及び収入率ともに目標率を達成することができていない。・前年に比べて収入率は向上したが、比較的回収の可能性が高い債権であるため、十分な成果があったとはいえない状況である。				
全体目標	・課内の債権管理事務執行体・現年度の収入未済額の縮減	制の整備			
年度	取	組計画•卢	图 容		
令和4年度	・各職員の滞納整理業務に関する基礎知識の習得 ・強制徴収公債権であることから、交渉の過程で回収が見込めない者に 対しては、財産調査・差押え等の債権回収の厳しく行うこととする。 ・現年度分の収入率 99.60%、滞納繰越分の収入率 70%以上を目標とし、 収入未済額の縮減に努める。				
令和5年度	・各職員の滞納整理業務に関する基礎知識の習得 ・強制徴収公債権であることから、交渉の過程で回収が見込めない者に 対しては、財産調査・差押え等の債権回収の厳しく行うこととする。 ・現年度分の収入率 99.60%、滞納繰越分の収入率 70%以上を目標とし、 収入未済額の縮減に努める。				
令和6年度	・各職員の滞納整理業務に関する基礎知識の習得 ・強制徴収公債権であることから、交渉の過程で回収が見込めない者に 対しては、財産調査・差押え等の債権回収の厳しく行うこととする。 ・現年度分の収入率 99.60%、滞納繰越分の収入率 70%以上を目標とし、 収入未済額の縮減に努める。				

債権の名称	区域外流入分担金	所 管 課	企画経営課			
これまでの 取組内容 及び評価	・現年の収入未済額及び収入率ともに目標率を達成することができていない。 ・前年に比べて収入率は向上したが、比較的回収の可能性が高い債権であるため、十分な成果があったとはいえない状況である。					
全体目標	・課内の債権管理事務執行体 ・現年度の収入未済額の縮減	制の整備				
年度	取	組計画・内	7 容			
令和4年度	・各職員の滞納整理業務に関する基礎知識の習得 ・強制徴収公債権であることから、交渉の過程で回収が見込めない者に 対しては、財産調査・差押え等の債権回収の厳しく行うこととする。 ・現年度分の収入率 99.60%、滞納繰越分の収入率 70%以上を目標とし、 収入未済額の縮減に努める。					
令和5年度	・各職員の滞納整理業務に関する基礎知識の習得 ・強制徴収公債権であることから、交渉の過程で回収が見込めない者に 対しては、財産調査・差押え等の債権回収の厳しく行うこととする。 ・現年度分の収入率 99.60%、滞納繰越分の収入率 70%以上を目標とし、 収入未済額の縮減に努める。					
令和6年度	・各職員の滞納整理業務に関する基礎知識の習得 ・強制徴収公債権であることから、交渉の過程で回収が見込めない者に 対しては、財産調査・差押え等の債権回収の厳しく行うこととする。 ・現年度分の収入率 99.60%、滞納繰越分の収入率 70%以上を目標とし、 収入未済額の縮減に努める。					

債権の名称	下水道使用料	所 管 課	企画経営課
これまでの 取組内容 及び評価	・滞納早期に催告、現地訪問等の徹底 ・委託事業者との定期的な会の開催よって収入率は高い水準で推移している。 ・悪質な滞納者に対しては、委託業者と情報を共有し、対策を検討して 滞納整理を行っている。		
全体目標	・課内の債権管理事務執行体制の整備・現年度の収入未済額の縮減		
年度	取 組 計 画・内 容		
令和4年度	・各職員の滞納整理業務に関 ・下水道のみの滞納者についい。委託業者と連携を図りない。 対しては、財産調査・差押えて ・現年度分の収入率の目標を	ては、水道料 がら、交渉の 等の債権回収	金債権と異なり停水ができな 過程で回収が見込めない者に の強化を行うこととする。
令和5年度	・各職員の滞納整理業務に関 ・下水道のみの滞納者についい。委託業者と連携を図りない。委託業者と連携を図りない対しては、財産調査・差押えても、現年度分の収入率の目標を	ては、水道料がら、交渉の 等の債権回収	金債権と異なり停水ができな 過程で回収が見込めない者に の強化を行うこととする。
令和6年度	・各職員の滞納整理業務に関いて ・下水道のみの滞納者についい。委託業者と連携を図りない。委託業者と連携を図りないがしては、財産調査・差押えても、現年度分の収入率の目標を	ては、水道料がら、交渉の 等の債権回収	金債権と異なり停水ができな 過程で回収が見込めない者に の強化を行うこととする。

債権の名称	児童扶養手当返還金	所 管 課	子育て支援課	
これまでの 取組内容 及び評価	・新規の債権について、発生時から具体的に返還の話をすることで、戻入は全額戻入することができた。 ・早期に電話・訪問等催告を実施した。 ・新規の債権発生から回収まで重点的に取り組んだ結果、収入未済額が、4分の3に縮減できた。			
全体目標	・課内の債権管理事務執行体制の整備・現年度の収入未済額の縮減			
年度	取	組計画・内	7 容	
令和4年度	・新規の債権について、発生時から具体的に返還の話をすることで、早期着手に取り組む。 ・現況届の提出等、来庁時に納付を促す。 ・課内で情報交換や協力体制を確立する。 ・現年度分(戻入分を含む。)収入率 100%を目標とする。			
令和5年度	・新規の債権について、発生時から具体的に返還の話をすることで、早期着手に取り組む。 ・現年度分(戻入分を含む。)収入率100%を目標とする。			
令和6年度	・新規の債権について、発生時から具体的に返還の話をすることで、早期着手に取り組む。 ・現年度分(戻入分を含む。)収入率100%を目標とする。			

債権の名称	老人ホーム費負担金	所 管 課	介護福祉課	
これまでの 取組内容 及び評価	・令和3年度において、入所いなかったため、負担金を徴したが、それ以外は、各施設	収できず収入		
全体目標	・課内の債権管理事務執行体 ・現年度の収入未済額の縮減	制の整備		
年度	取	組計画•卢	图 容	
令和4年度	・収入未済となった1件について、戸籍調査を行い、法定相続人に対し 請求を行う。相続放棄などにより相続人不存在であった場合は、徴収停 止及び債権放棄を検討する。 ・現年度分については、負担金の未納が発生しないよう、各施設と連携 を図りながら、収入状況を綿密に把握し、現年度分収入率100%を目標と する。			
令和5年度	・現年度分収入率 100%を目標	票とする。		
令和6年度	・現年度分収入率 100%を目標	票とする。		

債権の名称	し尿処理手数料	所 管 課	廃棄物対策課	
これまでの 取組内容 及び評価	・口座振替の推進(大島地区については自治会との協議の結果、汲取対象者全員を令和4年度から口座振替払いへ移行した) ・令和3年度分については、目標値には届かなかったものの高い収入率 (98.69%)となった。			
全体目標	・課内の債権管理事務執行体・現年度の収入未済額の縮減	制の整備		
年度	取	組計画・内	9 容	
令和4年度	・現年度分の滞納者に対しては、早期着手に取り組むとともに、過年度分の滞納者に対しても、電話・訪問催告により納付を促し、適切に時効管理を行い、収入率99.0%を目指す。 ・課内ヒアリングや進行管理を行うことで、職場全体で情報共有を行い、夜間訪問に管理職を同行するなど、収入率向上に取り組む。			
令和5年度	・現年度分の滞納者に対して 分の滞納者に対しても、電話 管理を行い、収入率 99.0%を ・課内ヒアリングや進行管理 い、夜間訪問に管理職を同行	・訪問催告に 目指す。 を行うことで	、職場全体で情報共有を行	
令和6年度	・現年度分の滞納者に対して 分の滞納者に対しても、電話 管理を行い、収入率 99.0%を ・課内ヒアリングや進行管理 い、夜間訪問に管理職を同行	・訪問催告に 目指す。を行うことで	、職場全体で情報共有を行	

債権の名称	平尾墓園管理料	所 管 課	環境衛生課	
これまでの 取組内容 及び評価	・当初通知書等の返戻者について、住民票等を調査し、居所が判明すれば再送付した。 ・催告書を年2回(1月、4月)送付した。 ・滞納者に対し電話・訪問催告により納付を促した。 ・令和3度は収入率98.00%、収入未済額147,380円となっており、目標を達成することはできなかったが、滞納繰越分については、収入率が上昇しており、取組内容に結果が現れてきている。			
全体目標	・課内の債権管理事務執行体・現年度の収入未済額の縮減	制の整備		
年度	取	組計画・内	7 容	
令和4年度	・令和元年度分の滞納者について、催告を強化し、納付がなければ、新居浜市墓地条例にもとづく、使用許可の取消しを検討する。 ・令和2年度以降の滞納者については、電話・訪問催告を行う。 ・使用状況について、聞き取りし、使用していなければ、今後管理料がかからないように墓じまい等を提案する。 ・現年度分の収入率98.5%を目標とする。			
令和5年度	・長期滞納者については、新居浜市墓地条例にもとづく、使用許可の取消しを検討する。 ・令和3年度以降の滞納者については、電話・訪問催告を行う。 ・現年度分の収入率98.6%を目標とする。			
令和6年度	・長期滞納者については、新 消しを検討する。 ・令和4年度以降の滞納者に ・現年度分の収入率98.7%を	ついては、電	例にもとづく、使用許可の取 話・訪問催告を行う。	

債権の名称	市営住宅家賃	所 管 課	建築住宅課	
これまでの 取組内容 及び評価	・令和3年度の現年の収入率は99.85%、収入未済額395,710円と目標を達成し、滞納繰越の収入率は25.02%、収入未済額7,907,980円と目標は達成できていないが、年々収入未済額の合計は減少している。 ・滞納させない状況作りができており、指定管理者制度導入による成果が現れている。			
全体目標	・課内の債権管理事務執行体 ・現年度の収入未済額の縮減	制の整備		
年度	取	組計画•卢	习 容	
令和4年度	・現在指定管理者が行ってい 納させない状況作りに取り組 う、市営住宅入居時などでの ・現年収入率 99.86%、滞納約	むとともに、 案内を強化す	る。	
令和5年度	・取組内容は令和4年度と同窓率 25.6%を達成目標とする。	様とし、現年	収入率 99.87%、滞納繰越収入	
令和6年度	・取組内容は令和4年度と同窓率 25.7%を達成目標とする。	様とし、現年	収入率 99.88%、滞納繰越収入	

債権の名称	市営住宅共益費	所 管 課	建築住宅課	
これまでの 取組内容 及び評価	・令和3年10月より口座振替の開始 新規入居者に対し全員家賃・共益費の口座振替登録をしてもらっている。 ・現年収入率は微減、滞納繰越収入率は減少した。現年度滞納者に対して、早期に滞納整理に動くとともに、長期滞納者に対しても効果的な措置を実施する必要があった。			
全体目標	・課内の債権管理事務執行体・現年度の収入未済額の縮減	制の整備		
年度	取	組計画・内	7 容	
令和4年度	・令和4年度より、家賃同様に共益費についても指定管理者が徴収事務を実施することとなった。指定管理者制度導入以降、住宅家賃は高い収入率を維持できている。 ・家賃徴収で成果が上がっている短いスパンでの電話催告等を共益費についても実施し、滞納の削減に取り組んでいく。現年収入率98.50%、滞納繰越収入率20.0%を達成目標とする。			
令和5年度	・取組内容は令和4年度と同様とし、現年収入率98.60%、滞納繰越収入率21.0%を達成目標とする。			
令和6年度	・取組内容は令和4年度と同率 22.0%を達成目標とする。	様とし、現年	収入率 98. 70%、滞納繰越収入	

債権の名称	公立保育園副食費	所 管 課	こども保育課	
これまでの 取組内容 及び評価	・滞納者に対する児童手当からの充当措置の実施 ・口座振替の推進 園を通じて口座振替の案内を行った。記入ミスによって振替ができない 事例が続いていたため、記入例の案内資料を作成した。 ・毎月20日に納付書の発行、送迎の際に、対面で園から滞納者に支払 を促すことで、現年度分滞納の解消に取り組んだ。 令和3年度は収入率99.71%、収入未済額57,780円となった。			
全体目標	・課内の債権管理事務執行体 ・現年度の収入未済額の縮減	制の整備		
年度	取	組計画·内	7 容	
令和4年度	・口座振替利用者が増えるよう入園時に制度の案内を強化する。 (令和4年3月時点:保育料納入対象者362人中口座振替利用者332人) ・卒園児滞納者については電話連絡して支払いを促す。 (令和4年6月1日時点:滞納者5名) ・現年度滞納者については、対面で園から滞納者に支払いを促す。			
令和5年度	口座振替利用者が増えるよう入園時に制度の案内を強化する。 現年度滞納者に対して以下の目標を設定する。 ・卒園児滞納者については電話連絡して支払いを促す。 ・現年度滞納者については、対面で園から滞納者に支払いを促す。			
令和6年度	口座振替利用者が増えるよう入園時に制度の案内を強化する。 現年度滞納者に対して以下の目標を設定する。 ・卒園児滞納者については電話連絡して支払いを促す。 ・現年度滞納者については、対面で園から滞納者に支払いを促す。			

債権の名称	土地建物貸付料	所 管 課	管財課	
これまでの 取組内容 及び評価	・高額・長期滞納者に対して、納付催告を行い、分割納付にて滞納額の 縮減に取り組んできた。 ・令和3年度当初で長期滞納者3名まで削減し、うち2名については分 割納付にて収入未済額を縮減してきたが、令和3年度中に1名が完納と なった。			
全体目標	・課内の債権管理事務執行体・現年度の収入未済額の縮減	制の整備		
年度	取	組計画•卢	7 容	
令和4年度	・分割納付を継続している長期滞納者について、令和4年度中の完納を目指して、納付指導を継続する。 ・長期・高額滞納者1名については、すでに死亡しており、相続人全員の相続放棄を行っているため、今年度末に債権放棄の手続を行う。 ・収入未済額を令和3年度決算の半分程度(債権放棄予定額を除く)の 15万円を目標に取り組む。			
令和5年度	・現年度分滞納となる原因の多くが、納付忘れと思われることから、納期内納付を呼びかける等、収入未済額削減に向けて取り組む。 ・収入未済額を令和4年度目標の3分の1以下の5万円を目標に取り組む。			
令和6年度	・令和5年度に引き続き、現年度の納期内納付を呼びかけ、未収債権全額の解消を目指す。 ・収入未済額0円を目標に取り組む。			

債権の名称	災害援護資金貸付金	所 管 課	地域福祉課	
これまでの 取組内容 及び評価	 ・分納中の滞納者については、定期的に納付書を送付し、数名を除いて順調に納付された。 ・分納が順調な滞納者には、納付書を前倒しで送付するなど、早期の納付を促した。 ・令和3年度は収入率11.27%、収入未済額11,488,250円となっており、目標値を若干上回った。 			
全体目標	・課内の債権管理事務執行体・現年度の収入未済額の縮減	制の整備		
年度	取	組計画・内	9 容	
令和4年度	 ・時効や納付状況が一目で分かるよう、データを含む台帳整備を行い、 適正化を図る。 ・本人が死亡している案件について、相続人調査を行い、生活保護受給 者及び納付が途絶えている者については、連帯保証人を含め調査を行い、今後の滞納整理方針を検討する。 ・収入率 12.19%を目標とする。 			
令和5年度	・分納不履行者に対しては早期に催告を実施する。 ・収入率 8.92%を目標とする。			
令和6年度	・分納不履行者に対しては早ま ・収入率 6.53%を目標とする。	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	施する。	

債権の名称	ひとり親家庭医療費返還金	所 管 課	子育て支援課	
これまでの 取組内容 及び評価	・現年度返還金が発生した場合、早期に電話、通知文の送付を行うことで、現年度中に返還金が完納されるよう取り組んだ。 ・現年度返還金について、通知文の送付後、期限までに納付が無かった場合、早期に電話し支払いを促した。 ・滞納者が児童の手当等の手続きで来課予定の場合、情報共有を行い、来課時に対面で支払いを促すよう取り組んだ。 ・現年度分(戻入分を含む。)の目標である収入率100%を達成できた。			
全体目標	・課内の債権管理事務執行体・現年度の収入未済額の縮減	制の整備		
年度	取	組計画・内	7 容	
令和4年度	・現年度分滞納に対して早期着手に取り組み、現年度中の完納を目標とする。 ・電話、督促状等に反応がない場合、課内の担当者間で情報共有を行い、来課の機会がある場合は連携して滞納者に支払いを促すよう取り組む。 ・現年度分(戻入分を含む。)収入率 100%を目標とする。			
令和5年度	・現年度分滞納に対して早期だする。 ・電話、督促状等に反応がない、来課の機会がある場合は む。 ・現年度分(戻入分を含む。)	い場合、課内連携して滞納	の担当者間で情報共有を行 者に支払いを促すよう取り組	
令和6年度	・現年度分滞納に対して早期でする。 ・電話、督促状等に反応がない、来課の機会がある場合はです。 ・現年度分(戻入分を含む。)	い場合、課内連携して滞納	の担当者間で情報共有を行 者に支払いを促すよう取り組	

債権の名称	診療報酬返還金 (一般)	所 管 課	国保課	
これまでの 取組内容 及び評価	・早期に電話、文書等による督促及び催告を行い、滞納の解消に取り組んだ。 令和3年度は現年度分の収入率が99%で目標を達成することができた。滞納繰越分については分納者の納付に遅れがあり、目標には届かなかったが、引き続き納付を促し、令和4年度中に完納を目指す。			
全体目標	・課内の債権管理事務執行体 ・現年度の収入未済額の縮減	制の整備		
年度	取	組計画•卢	7 容	
令和4年度	・現年度分滞納に対して、早期に電話、文書等による督促及び催告を行う。収入率90%以上を目標とする。 ・金銭的余裕が無い等の場合で、かつ保険者間調整が可能なケースについては、来庁を促し、申請書及び同意書の提出を依頼する。 ・分納者は計画通りの納付ができるよう、遅れがあれば早期に連絡し納付を促す。 ・所在不明者の状況確認を行い、徴収停止を検討する。 ・現年度分滞納に対して、早期に電話、文書等による督促及び催告を行う。収入率90%以上を目標とする。 ・金銭的余裕が無い等の場合で、かつ保険者間調整が可能なケースについては、来庁等を促し、申請書及び同意書の提出を依頼する。			
令和6年度	・現年度分滞納に対して、早期に電話、文書等による督促及び催告を行う。収入率90%以上を目標とする。 ・金銭的余裕が無い等の場合で、かつ保険者間調整が可能なケースについては、来庁等を促し、申請書及び同意書の提出を依頼する。			

債権の名称	高額療養費返納金 (一般)	所 管 課	国保課	
これまでの 取組内容 及び評価	・返納金対象者の早期発見、請求の徹底を行う ・滞納者に対して、早期に電話、文書等による督促及び催告を行う ・分納中の滞納者に対して計画通りの納付ができるように遅れがあれば すぐに連絡をし、理由など確認する ・所在不明者の状況確認を行い、徴収停止で変わりないか確認する ・令和3年度収入率は79.34%、収入未済額334,617円となってお り、目標は達成できなかったが、徴収停止と納付の約束を取り付けるこ とができている。			
全体目標	・課内の債権管理事務執行体・現年度の収入未済額の縮減	制の整備		
年度	取	組計画・内	7 容	
令和4年度	・返納金対象者の早期発見、請求の徹底を行う ・滞納者に対して、早期に電話、文書等による督促及び催告を行う ・分納中の滞納者に対して計画通りの納付ができるように遅れがあれば すぐに連絡をし、理由など確認する ・所在不明者の状況確認を行い、徴収停止で変わりないか確認する ・収入率100%、収入未済額0円を目標とする			
令和5年度	・返納金対象者の早期発見、請求の徹底を行う ・滞納者に対して、早期に電話、文書等による督促及び催告を行う ・分納中の滞納者に対して計画通りの納付ができるように遅れがあれば すぐに連絡をし、理由など確認する ・所在不明者の状況確認を行い、債権放棄の手続きを行う ・収入率100%、収入未済額0円を目標とする			
令和6年度	・返納金対象者の早期発見、請求の徹底を行う ・滞納者に対して、早期に電話、文書等による督促及び催告を行う			

債権の名称	住宅新築資金等貸付金	所 管 課	人権擁護課	
これまでの 取組内容 及び評価	・分納中の滞納者に対し、臨戸徴収及び納付書による納付催促等を継続 実施し、納付が途絶えた者に対しては、電話・訪問等催告を実施し、少 額分納中の滞納者に対しては、増額指導等を行った。 ・令和2年度までに5人(7件)について債権放棄を行った。 ・令和3年度は競売申立てを行ったが最終的に取下げとなった。 ・令和3年度は収入率4.58%、収入未済額122,886,133円となっ たが、滞納者数は年度当初から1人減少し34人となり、日々の取組が 結果に現れていると考えている。			
全体目標	・課内の債権管理事務執行体制の整備・現年度の収入未済額の縮減			
年度	取組計画・内容			
令和4年度	・徐々に収入率の低下が予想されるが、令和3年度以前と同様の取組を 行っていく。 ・法的措置や債権放棄に該当する案件について、滞納状況の精査等を継 続し、収税課との協議、顧問弁護士との相談等を行いながら、事務処理 を進めていく。 ・愛媛県住宅新築資金等償還事務市町連絡協議会が、今年度は新居浜市 で開催される予定となっている。今後も参加市町と情報共有を行い、滞 納額減少に努めていくこととする。			
令和5年度	・個々の事例について、顧問弁護士等に法的措置や債権放棄等を踏まえた相談を行い、的確な処理の指導等を受けながら、収税課とも協議を重ね、法的措置や債権放棄等に該当する案件については、事務処理を進めていく。 ・年間の法的措置件数1件を目標とする。			
令和6年度	・個々の事例について、顧問弁護士等に法的措置や債権放棄等を踏まえた相談を行い、的確な処理の指導等を受けながら、収税課とも協議を重な、法的措置や債権放棄等に該当する案件については、事務処理を進めていく。 ・年間の法的措置件数1件を目標とする。			

債権の名称	市営住宅駐車場使用料	所 管 課	建築住宅課	
これまでの 取組内容 及び評価	・残高不足により督促対象となる者が多少発生するものの、その後、完納しており、令和2年度までの収入未済額は0円となっている。使用料が低額(月額2,200円)であり、滞納が続いた場合は使用許可が取消され、駐車する事が出来なくなる事が、長期滞納する者が居ない要因だと思われる。また、指定管理者制度導入により、滞納させない状況作りができており、成果が現れている。			
全体目標	・課内の債権管理事務執行体制の整備・現年度の収入未済額の縮減			
年度	取 組 計 画・内 容			
令和4年度	・現在指定管理者が行っている短いスパンでの電話催告等を継続し、滞納させない状況作りに取り組むとともに、口座振替利用者が増加するよう、市営住宅入居時などでの案内を強化する。 ・現年収入率 100%、滞納繰越収入率 100%を達成目標とする。			
令和5年度	・取組内容は令和4年度と同 100%を達成目標とする。	様とし、現年	収入率 100%、滞納繰越収入率	
令和6年度	・取組内容は令和4年度と同 100%を達成目標とする。	様とし、現年	収入率 100%、滞納繰越収入率	

債権の名称	放課後児童クラブ実費徴収金	所 管 課	学校教育課	
これまでの 取組内容 及び評価	・現年度の収入率 100%を継続できた。 ・毎月、放課後児童クラブと連携し、催促を行うことで、徴収する側、 される側ともに負担を軽減できている。			
全体目標	・課内の債権管理事務執行体・現年度の収入未済額の縮減	制の整備		
年度	取	組計画・内	內 容	
令和4年度	・現在滞納している4名について早期の滞納解消に努める。 ・過年度分の滞納者のうち、所在不明者について、徴収停止の措置を検 討する。 ・新規滞納者を発生させないよう、早期着手に取り組む。 ・現年度分収入率100%を継続する。			
令和5年度	・新規滞納者を発生させない。 ・現年度分収入率 100%を継続		手に取り組む。	
令和6年度	・新規滞納者を発生させない。 ・現年度分収入率 100%を継続		手に取り組む。	

債権の名称	奨学資金貸付基金貸付金	所 管 課	学校教育課
これまでの 取組内容 及び評価	・現年度分滞納者については、定期的に納付書を送付するなどで納付が継続するように個別に対応した。 ・滞納繰越者については、分納誓約書等を徴取のうえ、毎月納付書を送付するなど、滞納の解消に取り組んだ。 ・令和3年度は収入率78.71%、収入未済額1,129,000円となっており、目標は達成できなかったが、滞納繰越分については収入率が上昇し、滞納解消に向けた取組内容が結果に現れた。		
全体目標	・課内の債権管理事務執行体制の整備・現年度の収入未済額の縮減		
年度	取 組 計 画・内 容		
令和4年度	・現年度分滞納者に対しては、定期的に納付書を送付するなど、納付が継続するよう早期に個別対応に取り組む。 ・過年度分滞納者には、定期的な納付書の送付等を通じて、引き続き納付が滞らないよう対応していく。 ・現年度収入率95%以上を目標とする。		
令和5年度	・現年度分滞納者に対しては、定期的に納付書を送付するなど、納付が継続するよう早期に個別対応に取り組む。 ・過年度分滞納者には、定期的な納付書の送付等を通じて、引き続き納付が滞らないよう対応していく。 ・現年度収入率 97%以上を目標とする。		
令和6年度	・現年度分滞納者に対しては、定期的に納付書を送付するなど、納付が継続するよう早期に個別対応に取り組む。 ・過年度分滞納者には、定期的な納付書の送付等を通じて、引き続き納付が滞らないよう対応していく。 ・現年度収入率 97%以上を目標とする。		

債権の名称	青野記念奨学基金貸付金	所 管 課	学校教育課
これまでの 取組内容 及び評価	・滞納者1名については分納誓約通り履行された。 ・新規滞納者は発生しなかった。		
全体目標	・課内の債権管理事務執行体制の整備・現年度の収入未済額の縮減		
年度	取	組 計 画・内	7 容
令和4年度	・新規滞納者を発生させない・収入率85%以上を目標とす		手に取り組む。
令和5年度	・新規滞納者を発生させない ・収入率 95%以上を目指す。	よう、早期着	手に取り組む。
令和6年度	・新規滞納者を発生させない ・収入率 100%を目指す。	よう、早期着	手に取り組む。

債権の名称	しらうめ入学準備金貸付基金貸付金	所 管 課	学校教育課
これまでの 取組内容 及び評価	・滞納発生時には、早期に督促状や催告書を送付することで滞納が解消 されていた時もあったが、令和3年度の貸付者において滞納が発生し、 目標を達成することはできなかった。		
全体目標	・課内の債権管理事務執行体制の整備・現年度の収入未済額の縮減		
年度	取	組計画・内	7 容
令和4年度	・現在滞納している2名について早期の滞納解消に努める。・新規滞納者を発生させないよう、早期着手に取り組む。・滞納者0人を目標とする。		
令和5年度	・新規滞納者を発生させない・滞納者0人を目標とする。	よう、早期着	手に取り組む。
令和6年度	・新規滞納者を発生させない・滞納者0人を目標とする。	よう、早期着	手に取り組む。

債権の名称	水道料金	所 管 課	企画経営課	
これまでの 取組内容 及び評価	・滞納早期に催告、給水停止の徹底・委託事業者との定期的な会の開催や、打ち合わせによって収入率は高い水準で推移している。・滞納繰越分については、債権放棄処理がひと段落し、収入率は一定値で推移することが予測される。			
全体目標	・課内の債権管理事務執行体制の整備・現年度の収入未済額の縮減			
年度	取 組 計 画・内 容			
令和4年度	・回収困難と判断された滞納料金の債権放棄及び不納欠損処理を徹底 ・滞納早期に催告や、給水停止予告などを実施することにより、今後も 継続的な高い収入率の達成を目指す。(現年度分の収入率 99.88%を目標) ・口座振替の推進(普及率 85%を目標) ・債権回収強化に向けた取組強化(悪質な滞納者に対する支払督促)			
令和5年度	・回収困難と判断された滞納料金の債権放棄及び不納欠損処理を徹底 ・滞納早期に催告や、給水停止予告などを実施することにより、今後も 継続的な高い収入率の達成を目指す。(現年度分の収入率 99.88%を目標) ・口座振替の推進(普及率 85%を目標) ・債権回収強化に向けた取組強化(悪質な滞納者に対する支払督促)			
令和6年度	・回収困難と判断された滞納料金の債権放棄及び不納欠損処理を徹底 ・滞納早期に催告や、給水停止予告などを実施することにより、今後も 継続的な高い収入率の達成を目指す。(現年度分の収入率 99.88%を目標) ・口座振替の推進(普及率 85%を目標) ・債権回収強化に向けた取組強化(悪質な滞納者に対する支払督促)			

参考法令等

≪債権の基礎≫

地方自治法第240条(債権)

この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

- 2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、 履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。
- 4 前2項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。
 - 一 地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権
 - 二 過料に係る債権
 - 三 証券に化体されている債権(国債に関する法律の規定により登録されたもの及び社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。)
 - 四 電子記録債権法第2条第1項 に規定する電子記録債権
 - 五 預金に係る債権
 - 六 歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権
 - 七 寄附金に係る債権
 - 八 基金に属する債権

新居浜市債権管理条例第2条(定義)

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- 二 公債権 市の債権のうち、地方自治法第231条の3第1項に規定する分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入に係る債権及び地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権(以下「市税に係る債権」という。)をいう。
- 三 強制徴収公債権 公債権のうち、市税に係る債権及び法令の規定に基づき国税又は 地方税の滞納処分の例により処分することができる債権をいう。
- 四 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権以外の債権をいう。
- 五 私債権 市の債権のうち、公債権以外の債権をいう。
- 六 非強制徴収債権 非強制徴収公債権及び私債権をいう。

新居浜市債権管理条例第6条(台帳の整備)

市長は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳(電磁的 記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式 で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含 む。)を整備しなければならない。

新居浜市債権管理条例施行規則第3条(台帳の記載事項)

条例第6条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 市の債権の名称
- 二 債務者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、名称、所在地並びに代表者の氏名及び住所)
- 三 市の債権の金額
- 四 履行期限
- 五 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 市長は、前項の記載内容に変更があったときは、速やかに訂正するものとする。

≪公債権関係≫

地方自治法第231条の3(督促、滞納処分等)

分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促 しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、 条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料、法律で定める使用料その他の普通 地方公共団体の歳入につき第1項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定 された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に 係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することがで きる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐも のとする。
- 4 第1項の歳入並びに第2項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又 は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。
- 5 普通地方公共団体の長以外の機関がした前各項の規定による処分についての審査請求 は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通 地方公共団体の長に対してするものとする。
- 6 第3項の規定により普通地方公共団体の長が地方税の滞納処分の例によりした処分についての審査請求については、地方税法第19条の4の規定を準用する。
- 7 普通地方公共団体の長は、第1項から第4項までの規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 8 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から20日以内に意見を述べなければならない。
- 9 普通地方公共団体の長は、第7項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

- 10 第7項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、第1項から第4項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができない。
- 11 第3項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。
- 12 第3項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、することができる。

地方自治法附則第6条

他の法律で定めるもののほか、法第231条の3第3項に規定する法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入は、次に掲げる普通地方公共団体の歳入とする。

- 一 港湾法の規定により徴収すべき入港料その他の料金、占用料、土砂採取料、過怠金 その他の金銭
- 二 土地改良法の規定により土地改良事業の施行に伴い徴収すべき清算金、仮清算金そ の他の金銭
- 三 下水道法第18条から第20条まで(第25条の18において第18条及び第18条の2を準用する場合を含む。)の規定により徴収すべき損傷負担金、汚濁原因者負担金、工事負担金及び使用料
- 四 漁港漁場整備法第35条、第39条の2第10項又は第39条の5の規定により徴収すべき漁港の利用の対価、負担金、土砂採取料、占用料及び過怠金

新居浜市債権管理条例第8条(督促)

市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令又は条例若しくはこれに基づく規則の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

新居浜市債権管理条例第9条(督促手数料及び延滞金)

市長は、法第231条の3第2項の規定に基づく督促手数料及び延滞金の徴収について、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、新居浜市税賦課徴収条例の例により徴収するものとする。

≪私債権関係≫

新居浜市債権管理条例第8条(督促)

市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令又は条例若しくはこれに基づく規則の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

新居浜市債権管理条例第10条(損害賠償金等)

市長は、私債権をその履行の期限までに履行しない者に対して督促をした場合におい

ては、当該債権の額にその履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該債権の契約に定める割合(契約に定めのない場合は、履行期限の翌日における民法第404条に規定する法定利率)を乗じて計算した金額に相当する損害賠償金その他の徴収金(以下「損害賠償金等」という。)を加算して徴収するものとする。

2 前項に規定する割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

新居浜市債権管理条例第13条(強制執行等)

市長は、非強制徴収債権について、第8条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、地方自治法施行令第171条の2の規定により、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第16条に規定する徴収停止の措置をとる場合又は第17条に規定する履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- 一 担保の付されている債権(保証人の保証がある債権を含む。)については、当該債権 の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、 又は保証人に対して履行を請求すること。
- 二 債務名義のある債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続を執ること。
- 三 前2号に該当しない債権(第1号に該当する債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訴事件の手続を含む。)により履行を請求すること。

≪時効の管理≫

地方自治法第236条(金銭債権の消滅時効)

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行使することができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

- 2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律 に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄する ことができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とす るものについても、また同様とする。
- 3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の完成猶予、更新その他の事項(前項に規定する事項を除く。)に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
- 4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、時効の更新の効力を有する。

民法 (時効関係)

第145条 (時効の援用)

時効は、当事者(消滅時効にあっては、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の 消滅について正当な利益を有する者を含む。)が援用しなければ、裁判所がこれによって 裁判をすることができない。

第166条(債権等の消滅時効)

債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。
- 二 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。
- 2 債権又は所有権以外の財産権は、権利を行使することができる時から20年間行使しないときは、時効によって消滅する。
- 3 前2項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、 その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その 時効を更新するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。

第167条(人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効)

人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第1項第2号の規定の適用については、同号中「10年間」とあるのは、「20年間」とする。

第168条 (定期金債権の消滅時効)

定期金の債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 債権者が定期金の債権から生ずる金銭その他の物の給付を目的とする各債権を行使 することができることを知った時から10年間行使しないとき。
- 二 前号に規定する各債権を行使することができる時から20年間行使しないとき。
- 2 定期金の債権者は、時効の更新の証拠を得るため、いつでも、その債務者に対して承 認書の交付を求めることができる。

第169条(判決で確定した権利の消滅時効)

確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利については、1 0年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、10年とする。

2 前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。

第724条(不法行為による損害賠償請求権の消滅時効)

不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないとき。
- 二 不法行為の時から20年間行使しないとき。

≪個人情報の保護・守秘義務≫

地方公務員法(公務員の守秘義務)

第34条(秘密を守る義務)

職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

- 2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、任命権者(退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者)の許可を受けなければならない。
- 3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

第60条(罰則)

次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

- 一 第13条の規定に違反して差別をした者
- 二 第34条第1項又は第2項の規定(第9条の2第12項において準用する場合を含む。)に違反して秘密を漏らした者
- 三 第50条第3項の規定による人事委員会又は公平委員会の指示に故意に従わなかった者

地方税法(税務職員の守秘義務)

第22条(秘密漏えいに関する罪)

地方税に関する調査(不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。)若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する。

≪情報の共有≫

地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について(抜粋)

(平成19年3月27日総税企第55号総務省自治税務局企画課長通知)

- 2 地方団体における徴収体制の整備
- (3) 地方団体内における各種公金の徴収の連携強化

地方団体が住民等から徴収する必要がある公金債権としては、地方税だけでなく、国 民健康保険料、介護保険料、保育料など国税徴収法の例による自力執行権が付与されて いる債権のほか、公営住宅使用料、給食費、貸付金など多様な債権がある。いずれも滞 納額や件数が増えるなど問題を抱える地方自治体も少なくない。

これまではそれぞれの制度等を所管する部局において徴収対策に取り組まれてきたと ころであるが、より効率的かつ効果的な体制を整備する観点から、地方税以外の公金債 権についても、一定の滞納整理を税務担当部局に移管、集約する事例が増えてきている。

地方団体の歳入を確実に確保する観点からも、地方団体内部では専門的な徴収ノウハウを有する税務担当部局の活用を図ることは有用と考えられるので、それぞれの債権に関する個人情報保護に十分かつ慎重な配慮を行いつつ、各地方団体の実情等に応じ、検討していただきたい。

なお、国民健康保険料については、地方税の滞納処分の例により処分することができる(国民健康保険法第79条の2及び地方自治法第231条の3③)ことから、国税徴収法第141条の規定が適用され、滞納者等に対し財産に関する必要な質問及び検査への応答義務が課されている。このため、当該情報は滞納者との関係においては秘密ではないと考えられ、地方税法第22条に定める守秘義務に関し、地方税と国民健康保険料を一元的に徴収するため、滞納者の財産情報を利用することについては差し支えない。保育所保育料など、地方税の滞納処分の例によると規定されているものについても同様と考えられるので、参考としていただきたい。

≪滞納処分の執行停止・徴収停止関係≫

地方税法第15条の7 (滞納処分の停止の要件等)

地方団体の長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めると きは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- 二 滞納処分をすることによつてその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。
- 2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納 者に通知しなければならない。
- 3 地方団体の長は、第1項第2号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、 その停止に係る地方団体の徴収金について差し押さえた財産があるときは、その差押え を解除しなければならない。
- 4 第1項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入 する義務は、その執行の停止が3年間継続したときは、消滅する。
- 5 第1項第1号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の 徴収金が限定承認に係るものであるとき、その他その地方団体の徴収金を徴収すること ができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、そ の地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

新居浜市債権管理条例第16条(徵収停止)

市長は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認めるときは、令第171条の5の規定により、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、 かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められる とき。
- 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行 の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- 三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

新居浜市債権管理条例第17条(履行延期の特約等)

市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、令第171条の6第1項の規定により、その履行期限を延長する特約又は処分(以下「履行延期の特約等」という。)をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する 資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- 五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 市長は、令第171条の6第2項の規定により、履行期限後においても、履行延期の特 約等をすることができる。この場合において、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金 等に係る債権は、徴収すべきものとする。

≪債権の放棄≫

地方自治法第96条

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一 ~ 九 (略)

十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利 を放棄すること。

十一 ~ 十五 (略)

2 (略)

新居浜市債権管理条例第19条(債権の放棄)

市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等に係る債権の全部又は一部を放棄することができる。

- 一 私債権について、消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、債務者が時効の援用を すると見込まれるとき。
- 二 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産 の価額が強制執行をした場合の費用及び当該債権に優先して弁済を受ける権利の金額 の合計額を超えないと見込まれるとき。
- 三 破産法第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその 責任を免れたとき。
- 四 第13条に規定する強制執行等の措置をとった場合又は第15条に規定する債権の 申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該債権について、 債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行される見込み がないと認められるとき。
- 五 第16条に規定する徴収停止の措置をとった場合において、当該徴収停止の措置を とった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近 い状態にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。
- 六 債務者が死亡した場合において、相続人のあることが明らかでなく、かつ、徴収の 見込みがないとき。
- 2 市長は、前項の規定により債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

≪判例·裁判例≫

※1) 最高裁判例H15.10.10 (平成13年(受) 第1327号)

(平成13年5月22日東京高裁の判決を是認。)

水道供給事業者としての地位は、一般私企業のそれと特に異なるものではないから、自治体と市民との間の水道供給契約は私法上の契約であり、したがって、水道料金債権は私法上の金銭債権であると解される。

※2) 最高裁判例H17.11.21 (平成17年(受) 第721号)

公立病院において行われる診療は、私立病院において行われる診療と本質的な差異は無く、その診療に関する法律関係は本質上私法関係というべきであるから、公立病院の診療に関す

る債権の消滅時効期間は、地方自治法第236条第1項所定の5年ではなく、民法第170 条第1号により3年と解すべきである。

※3) 名古屋高裁裁判例H18.1.19 (平成17年(行コ)第34号)

徴税をする地方団体の長は、滞納者に対して滞納処分を行う時期やその対象等について、 当該滞納者の税の負担能力(担税力)や誠実な納入意思の有無に応じてその事業の継続や経 済生活の維持がむやみに損なわれることのないよう配慮しつつ、他方、徴税行為が区々にな り、公平を欠き、偏頗なものとならないようにすべきであり、これらを踏まえて、計画的、 能率的かつ実質的にその徴収権の確保を図るに相当な範囲での裁量が与えられているもの と解される。

※4)最高裁判例H16.4.23(平成12年(行ヒ)第246号)

地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法第240条、地方自治法施行令第171条から171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使または不行使についての裁量は無い。